

1. 事前相談のお願い

- 盛土・切土(一時的な土石の堆積も含む)を行う場合、計画している工事内容が盛土規制法の許可を要する盛土等に該当するかなど、**事前相談をお願いします。**
- 事前相談は、県ホームページから「盛土規制法事前相談フォーム」からお問い合わせください。

【宮城県】盛土規制法事前相談フォーム 建築宅地課



2. 許可不要工事(適用除外工事)の確認

- 盛土規制法では、宅地、農地、森林等土地の用途にかかわらず、一定規模以上の盛土等(土地の形質変更(「宅地造成」、「特定盛土等」)、一時的な「土石の堆積」)を行う場合には、許可・届出を必要としています。
- 一方で、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(以下「令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(以下「規則」という。)で、一定の工事は盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして許可が不要とされています。許可不要工事については、別添「盛土規制法に関する事前相談票」の裏面に記載されていますので、確認してください。
- 令、規則に明記されていないもので、許可不要の主な工事については、次のとおりです。
 - ☞ 建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し(いわゆる「根切工事」等)
 - ☞ 地中埋設物撤去のための床堀及び埋戻し
 - ☞ 文化財調査のための掘削及び埋戻し
 - ☞ 自然災害により被災した土地を現状回復するもの(規則第8条の非常災害のための応急措置でないもの)

現状回復するこれらの工事は、「土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)」には該当しないため、許可不要となるものです。
 また、掘削した土砂を工事現場付近に堆積する場合も、規則第8条第10号ハに該当し、許可不要となります。
 なお、建築物等の根切り工事と異なる敷地の造成は「宅地造成」にあたり、許可が必要となります。



盛土等に伴う崖崩れ、土砂の流出による災害から、国民の生命・財産の保護を図るための規制ですので、盛土規制法運用については、皆様のご理解・ご協力賜りますようお願い致します。



道路沿いの平地に造成された無許可盛土事例



斜面地の谷を埋め、土砂が崩落した事例

3. 規制対象規模

- 規制の対象となる規模は次のとおりです。規制の内容は許可または届出になります。
- 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で規制内容が異なります。

区域	行為	届出	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の形質変更(「宅地造成」「特定盛土等」)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①~④を除く)
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	土地の形質変更(「特定盛土等」)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

(土地の形質変更(「宅地造成」「特定盛土等」))

	工事の内容(盛土等の規模)	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
「宅地造成」「特定盛土等」(土地の形質変更)	① 盛土で高さ1mを超える崖を生ずるもの (特定盛土等規制区域内での許可は高さ2m)		許可 届出(許可)
	② 切土で高さ2mを超える崖を生ずるもの (特定盛土等規制区域内での許可は5m)		許可 届出(許可)
	③ 盛土、切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの (特定盛土等規制区域内での許可は5m)		許可 届出(許可)
	④ 高さ2mを超えるもの (特定盛土等規制区域内での許可は5m)		許可 届出(許可)
	⑤ 厚さ30cmを超える盛土又は切土をする土地の面積(合計)が500㎡を超えるもの (特定盛土等規制区域内での許可は3000㎡)		許可 届出(許可)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、高岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

※青字は特定盛土等規制区域の「許可」が必要な規模を表す



「④」は斜面における盛土を想定したもので、盛土の下端から盛土の一番高いところまでの高さで判断します。そのため、厚さが10cm程度の盛土でも規制の対象となる場合があります。

「⑤」は厚さ30cmを超える盛土・切土をする部分の面積の合計が500㎡または3000㎡を超える場合に許可の対象となります。敷地全体の平均ではないことに注意してください。



（「土石の堆積」）

	工事の内容(盛土等の規模)	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域
一時的な「土石の堆積」	⑥ 高さが2mを超えかつ面積が300㎡を超えるもの (特定盛土等規制区域内での許可は高さ5mかつ面積1,500㎡を超えるもの)	許可	届出(許可)
	⑦ 厚さ30cmを超えて土石の堆積を行う土地の面積(合計)が500㎡を超えるもの (特定盛土等規制区域内での許可は3000㎡)	許可	届出(許可)

※青字は特定盛土等規制区域の「許可」が必要な規模を表す

● 「土地の面積」、「盛土又は切土をする土地の面積」(「土石の堆積を行う土地の面積」)について

盛土規制法の許可申請書等には、「土地の面積」と「盛土又は切土をする土地の面積」(「土石の堆積を行う土地の面積」)を記載する欄があります。

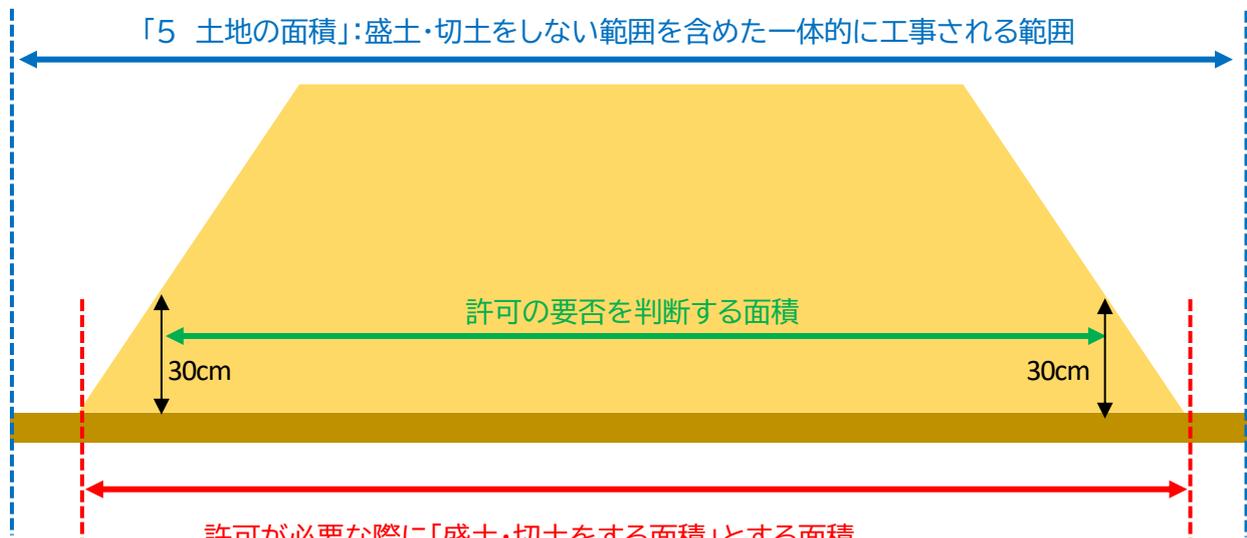
その際の基本的な考え方は次のとおりです。

➢ 「土地の面積」

盛土・切土をしない範囲を含めた、一体的に開発される範囲

➢ 「盛土又は切土をする土地の面積」(「土石の堆積を行う土地の面積」)

(概念図)



許可が必要な際に「盛土・切土をする面積」とする面積
 =「10-ロ 盛土又は切土をする土地の面積」
 (「7-ロ 土石の堆積を行う土地の面積」)
 =申請手数料算定面積

赤字の面積が10,000㎡以上の場合、建築宅地課が申請窓口になります。10,000㎡未満の場合には、管轄の土木事務所が申請窓口になります。



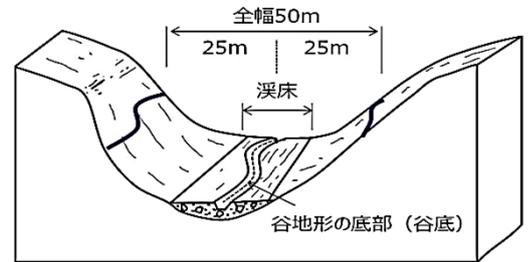
4. 申請前の準備(周辺地域の住民への周知・土地所有者等の同意)

① 周辺地域の住民への周知

i. 周知方法

許可の申請をするときは、工事を施行する土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知してください。周知の方法は次のいずれかの方法によります。ただし、溪流等※で15mを超える盛土をする場合の周知方法は、「説明会の開催」に限ります。(申請には、周辺住民への周知を行った事実を確認できる書類を添付することになります。)

- 説明会の開催
- 工事内容を記載した書面(チラシ)の配布
- 工事内容の掲示とあわせてインターネットで閲覧に供する



ii. 周辺地域の住民の範囲は、盛土等の区分によって異なります。(下表参照) 溪流等※の概念図

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(※参考図Lの範囲) ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離50m~250m(①は50m、②、③では勾配が法尻からの水平距離1/10未満の場合:50m、1/10以上の場合250m) ・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲	
・腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲(※参考図Iの範囲) ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離250mの範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
①溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	下流の溪床勾配が2度以上の範囲(※参考図) 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	

iii. 周知する工事の具体的内容

工事の区分	周知する項目	工事の区分	周知する項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量	土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

② 土地の権利を有する者の同意

i. 土地の範囲について

- 土地の権利を有する者全員の同意を得ていることは、盛土規制法の許可要件のひとつとなっています。
- ここでいう「土地」とは、盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地であって、実際に盛土・切土をする土地のほか、一体的に開発する場合で盛土・切土を行わない土地、土石の堆積の空地部分も含まれます。

ii. 土地の権利の範囲について

土地の権利は、次のとおりです。

- 所有権
- 地上権
- 質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)
- 賃借権
- 使用貸借権
- 使用収益権(永小作権、地役権等)

抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権(不動産質権を除く)は、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意を要するものではありません。

また、次の事業に係る許可申請の場合には、土地所有者等の同意は不要です。

- ・ 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ・ 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業
- ・ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

iii. 同意書の提出について

- 土地の権利を有する者の同意書(県細則で定める予定)に、印鑑登録をした印(いわゆる実印、会社実印)を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 土地の権利を有する者が複数いる場合には、同意者の一覧表(任意様式)を作成し、添付してください。

5. 許可申請

許可申請の申請様式、添付書類は、「宅地造成」及び「特定盛土等」(土地の形質変更)と一時的な「土石の堆積」で異なります。

許可には、次のとおり要件が定められています。

- 申請に係る工事の計画が技術的基準に適合するものであること。
- 工事主に当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 工事施行者に当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 申請に係る工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

① 「宅地造成」及び「特定盛土等」の許可申請

i. 申請書(規則様式第2)

ii. 添付書類

(図面)

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
1	登記事項証明書	盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書(いわゆる「土地謄本」)		
2	公図	盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図		
11	求積図	実際に切土・盛土を行う土地の求積図(盛土・切土をしない敷地を含む敷地全体ではありません。)		

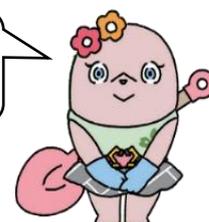
(各種書類)

12	構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
13	安定計算書	渓流等で高さ15mを超える盛土をする時は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
14	安定計算書	崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書(施行令第8条第1項第1号イ～ハに該当し、擁壁を設置しない場合)
15	設計者の資格を証する書類	次に該当する措置を講じる場合、「設計者の資格」を証明する書類 ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1500㎡を超える土地における排水施設の設置
16	写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
3	住民票の写し等	(個人)住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)
4	登記事項証明書	(法人)登記事項証明書(いわゆる「商業登記」)
5	役員の住民票の写し等	(法人)役員の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)
6	資金計画書	省令様式第3の資金計画書 (資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類、資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類を添付)
7	土地使用同意書	土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(使用収益権(永小作権、地役権等))を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類(県細則第8号、印鑑証明書等を添付)
8	周知措置に関する書類	周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類
9	株主等の住民票の写し等	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者(個人)があるとき、株主等の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)(株主等が法人の場合には、法人の登記事項証明書)
10	株主等の株式の数又は出資金額が確認できる書類	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるとき、当該株主の有する株式等の数、当該出資者の出資金額が確認できる書類
11	国税及び県税の納税証明書等	(法人)法人税及び法人事業税の納税証明書(直近の課税の税額、納付税額がわかるもの) (個人)所得税及び個人事業税の納税証明書(直近の課税の税額、納付税額がわかるもの)
12	誓約書(権利能力等)	工事主が破産手続き開始決定を受けて復権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書(県細則様式第6号)
13	工事施工者に関する書類	工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書(工事施工者が法人の場合)
14	誓約書(暴力団非該当)	工事主が暴力団、暴力団員等に該当しないこと等を誓約する書類(県細則様式第7号)

(その他)

その他	その他知事が必要と認める書類
-----	----------------

上記表の色別に綴順のインデックス等を貼付していただきますよう御協力願います。



② 「土石の堆積」の許可申請

i. 申請書(規則様式第4)

ii. 添付書類

(図面)

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2500 以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
1	登記事項証明書	土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書(いわゆる「土地謄本」)		
2	公図	土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図		
5	求積図	実際に土石の堆積を行う土地の求積図(空地等を含む敷地全体ではありません。)		

(各種書類)

6	土石の崩壊を防止する措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類	勾配が1/10を超える土地で土石の堆積を行う場合、構台等を設置し、土石の堆積を行う面の勾配を1/10以下とする等堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じた場合、当該措置の内容が適切であることを証する書類(想定される土圧、水圧、自重のほか、重機等による積載荷重に耐えうる構造であることを設計した構造計算書等)
7	土砂の流出防止措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類	堆積した土石を防水性シートで覆う等堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が侵入することを防ぐための措置を確認できる図面等、堆積する土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する措置(堆積する土石の勾配が1:2.0よりも緩い勾配となっていることが確認できる図面等)
8	写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
3	住民票等の写し等	(個人)住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)
4	登記事項証明書	(法人)登記事項証明書(いわゆる「商業登記」)
5	役員の住民票の写し等	(法人)役員の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)
6	資金計画書	規則様式第5の資金計画書 (資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類、資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類を添付)
7	土地使用同意書	土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(使用収益権(永小作権、地役権等))を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類(県細則第8号、印鑑証明書等を添付)
8	周知措置に関する書類	周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類
9	株主等の住民票の写し等	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者(個人)があるとき、株主等の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し(個人番号は黒塗りしたもの)(株主等が法人の場合には、法人の登記事項証明書)
10	株主等の株式の数等が確認できる書類	(法人)発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるとき、当該株主が有する株式等の数、出資金額が確認できる書類
11	国税及び県税の納税証明書	(法人)法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面 (個人)所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面
12	誓約書(権利能力)	工事主が破産手続き開始決定を受けて復権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書(県細則様式第6号)
13	工事施工者に関する書類	工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書(工事施工者が法人の場合)
14	誓約書(暴力団に該当しない)	工事主が暴力団、暴力団員等に該当しないこと等を誓約する書類(県細則様式第7号)

(その他)

その他	その他知事が必要と認める書類
-----	----------------

上記表の色別に綴順のインデックス等を貼付していただきますよう御協力願います。



6. 許可後の公表・市町村への通知について

- 許可された工事について、次の内容は、建築宅地課のホームページで公表されるとともに、県から市町村にも通知します。

◇ 公表及び市町村通知事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 工事が施行される土地の位置図・ 工事の許可年月日及び許可番号・ 工事施行者の氏名又は名称・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 |
|--|

- 公表は、土木事務所が許可したものも含め、建築宅地課のホームページ上で県内(仙台市を除く)全ての情報を公表します。

7. 許可後に必要な手続き

許可後に講じなければならない措置は次のとおりです。

① 標識の掲示

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の標識を掲出する必要があります。様式は規則様式第23(「宅地造成」「特定盛土等」)、第24(「土石の堆積」)で定められています。

② 定期報告

工事の施工状況について、3ヶ月ごとに報告する必要があります。報告様式は県細則で定める予定です。

宅地造成等工事規制区域では、許可規模と定期報告を要する規模が異なるので注意してください。(特定盛土等規制区域では、許可対象規模と定期報告を要する規模は同じです。)

③ 中間検査

特定工程(盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程)がある場合、中間検査を受検する必要があります。なお、宅地造成等工事規制区域では、特定工程がある場合でも、一定規模以上の盛土等でなければ、中間検査を要しません。一定規模以上とは、定期の報告と同じ規模です。(特定盛土等規制区域では、許可対象規模と定期報告を要する規模は同じです。)

中間検査は、特定工程に係る工事を終えた日から**4日以内**に中間検査の申請書(規則様式第13)により申請してください。中間検査に合格すると、中間検査合格証(規則様式第14)が交付されます。

中間検査合格証が交付された後でなければ、対象の排水施設の周囲を碎石のその他の資材で埋める工事をすることはできませんので注意してください。

宅地造成等工事規制区域内では、許可対象規模と中間検査を要する規模が異なるので注意してください。(特定盛土等規制区域では、許可対象規模と定期報告を要する規模は同じです。)

④ 完了検査

完了検査は工事が完了した日から**4日以内**に完了検査の申請書(規則様式第9)により申請してください。

完了検査は許可された工事すべてで必要になります。

○ 届出、許可、中間検査、定期報告、完了検査を要する規模

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	宅地造成・特定盛土等	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積300㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1500㎡超 ②堆積の面積3000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積300㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1500㎡超 ②堆積の面積3000㎡超	-	許可対象すべて	許可対象すべて

宅地造成等工事規制区域では、許可が必要な盛土等の規模と定期報告・中間検査が必要な盛土等の規模が異なりますので、注意してください。(特定盛土等規制区域では、許可した案件全てが定期報告等の対象となります。)



8. チェックリストについて

許可申請にあたり、申請書類の添付書類リストと技術的基準のチェックリストを用意しております。
申請前に、申請者ご自身でチェックを行い、許可申請書とあわせてご提出ください。

9. 申請窓口

連絡先	面積区分	地域区分
建築宅地課盛土対策班 022-211-3246	10,000 m ² 以上 市街化調整区域内	県内全域（仙台市を除く）
大河原土木事務所行政班 0224-53-3903	10,000 m ² 未満 (市街化調整区域を除く)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台土木事務所行政第2班 022-297-4118		塩竈市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部土木事務所行政班 0229-91-0732		大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
栗原地域事務所行政班 0228-22-2174		栗原市
東部土木事務所行政班 0225-94-8692		石巻市、東松島市、女川町
登米地域事務所行政班 0220-22-2494		登米市
気仙沼土木事務所行政班 0226-24-2539		気仙沼市、南三陸町

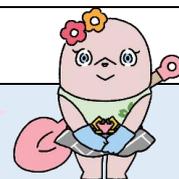
10. その他目的別留意点等(建築物の建築を伴う場合(将来的な予定も含む))

① 栗原市・登米市で建築目的の造成を行う場合の留意点

- 栗原市、登米市で行う宅地造成、特定盛土等の工事については、許可申請窓口と技術的な審査を行う担当が異なります。
- 技術的基準の審査は許可申請窓口とは別の部署が行います。許可までの処理期間短縮のため、**申請書は正本、副本2部の計3部御提出ください。**
- 詳しくは、事前相談で、次の許可申請窓口を確認してください

市町村	許可申請窓口	技術審査担当
栗原市	北部土木事務所栗原地域事務所(行政班) (栗原市築館藤木5-1)	北部土木事務所(建築班) (大崎市古川旭4丁目1-1)
登米市	東部土木事務所登米地域事務所(行政班) (登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5)	東部土木事務所(建築班) (石巻市あゆみ野5丁目7)

建築を目的とする場合、技術的基準の審査は許可申請窓口とは別の部署が行います。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



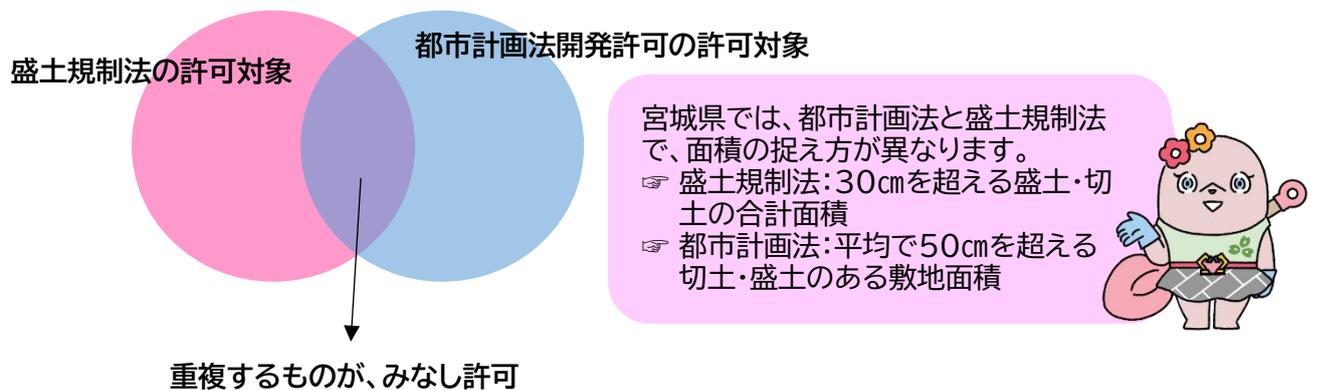
② 都市計画法の開発許可を併せて行う場合(みなし許可)の留意点

- 都市計画法第29条第1項又は2項の許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなす規定があります。(都市計画法の開発許可を受けた場合、盛土規制法はみなし許可とされます。)そのため、どちらの許可も要する場合には、都市計画法の開発許可を受けることで足り、盛土規制法の許可を受ける必要はありません。
- みなし許可は、当初許可のほか、「変更許可」、「完了検査」等も都市計画法の手続きをすれば、盛土規制法の手続きを受けたものとみなされますが、都市計画法に規定のない「中間検査」「定期的報告」等はみなし許可の場合でも、盛土規制法の手続きとして受検する必要があります。(次表参照)

(参考)みなし許可の場合、適用盛土規制法の規定一覧(許可申請に係る条項のみ抜粋)

内容	盛土規制法	条項	備考
住民への周知	-	第11条、第29条	
工事の許可 土地所有者の同意 許可の公表、通知等	-	第12条、第30条	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	第13条、第31条	(都市計画法33条1項7号)
許可証の交付 (不許可の通知)	-	第14条、第33条	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	-	第16条、第35条	都市計画法の規定に従う
完了検査等	-	第17条、第36条	都市計画法の規定に従う
中間検査	適用	第18条、第37条	
定期の報告	適用	第19条、第38条	
監督処分	適用	第20条、第39条	
標識の掲示	適用	第49条	

➤ 盛土規制法と都市計画法の開発許可を要する規模の基準が異なるので注意してください。



➤ 石巻市・大崎市で都市計画法の開発許可を受けられた方で、盛土規制法に定める手続きが必要な場合、県で手続きをする必要があります。



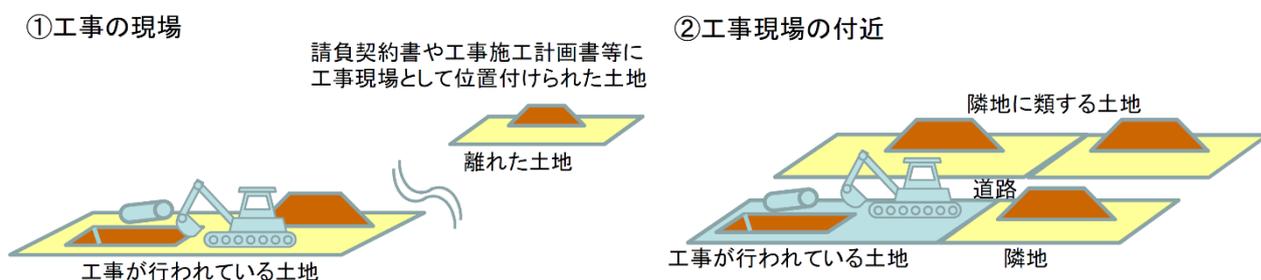
石巻市・大崎市に相談するほか、併せて東部土木事務所建築班、北部土木事務所建築班にも併せて連絡願います。(盛土規制法のみなし許可にも該当するものか県土木事務所でも判断します。)

◇ 都市計画法の開発許可申請窓口

開発許可申請窓口	面積区分	地域区分
建築宅地課開発防災班 022-211-3244	10,000㎡以上 市街化調整区域内	県内全域（仙台市を除く）
大河原土木事務所建築班 0224-53-3918	10,000㎡未満 （市街化調整区域 を除く）	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台土木事務所建築第2班 022-297-4348		塩竈市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部土木事務所建築班 0229-91-0737		加美町、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市
東部土木事務所建築班 0225-94-8691		東松島市、女川町、登米市
気仙沼土木事務所建築班 0226-24-2538		気仙沼市、南三陸町
石巻市建築指導課 0225-95-1111（代表）	面積要件なし	石巻市
大崎市建築指導課 0229-23-8057	面積要件なし	大崎市

11. その他目的別留意点等(土石の堆積)

- 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」(規則第8条第10号ハ)は許可不要とされています。
- 工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、本体工事の主任技術者や安全管理者等が本体工事と一体的に安全管理がされていることを前提として盛土規制法の許可の適用除外とすることとされています。
 - ① 「工事の現場」とは、工事が行われている土地(請負契約を伴う工事にあつては、請負契約書や工事施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地(本体の工事から離れた土地を含む))
 - ② 「工事の現場の付近」とは、
 - i. 本体の工事現場の主任技術者や安全管理者等から目視可能で、容易に到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、工事現場の隣地や隣地に類する土地(本体の工事現場から道路を挟んだ向かいの土地など)
 - ii. 工事現場の付近であることを客観的に確認できるよう、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板が設置された土地



12. その他目的別留意点等(林地開発許可も要する場合)

- ▶ 盛土規制法の許可のほか、森林法第10条の2に基づく開発行為の許可(林地開発許可)も要する場合、技術的審査は、林地開発担当部局で行います。
- ▶ 申請窓口とは異なりますので、盛土規制法に関する技術的な相談については、林地開発担当部局に御相談ください。
- ▶ 許可までの処理期間短縮のため、申請書は正本、副本2部の計3部を盛土規制法申請窓口にご提出ください。

林地開発担当窓口	地域区分
大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班 0224-53-3252	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班 022-275-9253	塩竈市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部地方振興事務所 林業振興部森林管理班 0229-91-0765	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部森林整備班 0228-22-2391	栗原市
東部地方振興事務所 林業振興部森林管理班 0225-95-1486	石巻市、東松島市、女川町
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部森林整備班 0220-22-6125	登米市
気仙沼地方振興事務所 林業振興部森林整備班 0226-24-8285	気仙沼市、南三陸町
自然保護課みどり保全班 022-211-2676	

※開発する地域が決まっている場合は、基本当該地域を管轄する事務所にご相談ください。

※事務所管内をまたがる場合は、当該開発許可に係る森林面積が大きい事務所が担当窓口となります。

13. その他の留意事項(設計者の資格)

▶ 次の場合、設計者には資格が必要です。

☞ 高さが5メートルを超える擁壁の設置

☞ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

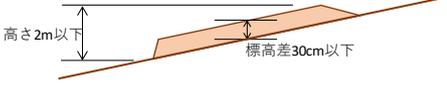
▶ 設計者の資格は1～8のいずれかです。

	学歴	実務経験	資格等
1	大学で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木、建築の技術に関して2年以上	-
2	短期大学(専門職大学の前期課程を含む)で土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業(専門職大学の前期課程にあつては修了)した者	土木、建築の技術に関して3年以上	-
3	短期大学(本表の1又は2に該当する場合を除く)又は高等専門学校で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木、建築の技術に関して4年以上	-
4	高等学校又は中等教育学校で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木、建築の技術に関して7年以上	-
5	-	土木、建築の技術に関して10年以上	国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習を修了した者
6	大学(短期大学を除く)の大学院又は専攻科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した者	土木、建築の技術に関して1年以上	-
7	-	-	以下の技術士法の第二次試験に合格した者()内は選択科目を示す。 ・建設部門 ・農業部門(農業農村工学、農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・林業部門(森林土木)
8	-	-	一級建築士

許可不要工事の該当一覧

□以下の公共用施設用地に該当する→許可不要	
法第2条	□道路、□公園、□河川
令第2条	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、□航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設 国又は地方公共団体が管理する次の施設、□学校、□運動場、□墓地
規則第1条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する次の施設 □緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、□営農飲雑用水施設、□水産飲雑用水施設、□農業集落排水施設、□漁業集落排水施設、□林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

□以下の宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等に該当する→許可不要

令第5条	<p>□鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</p> <p>□鉱業法第63条第1項の規定による届出し、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事</p> <p>□採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</p> <p>□砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</p>
規則第8条	<p>□土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事</p> <p>□火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</p> <p>□家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</p> <p>□廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</p> <p>□土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</p> <p>□平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事</p> <p>□森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</p> <p>□国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構 </div>  </div> <p>□宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの</p> <p>次に掲げる土石の堆積に関する工事</p> <p>□令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</p> <p>□令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p> <p>□工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</p>